東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 の一部を改正する条例

東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成27年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業 所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専 門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に 掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護 予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
 - 第14条中「について」の次に「前条第1項の」を加える。
- 第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である 指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29 号の規定を除く。)」を加える。
- 第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
 - 第31条第2項各号を次のように改める。
 - (1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録
 - オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録
 - (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第18条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について の記録
 - 第33条第2号の次に次の2号を加える。
 - (2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っ てはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときに、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
 - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者 の同意を得ていること。
 - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担 当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったと きは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 第33条に次の1号を加える。
- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第24条第3項(改正後の条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とす

令和 6 年第 1 回定例会 第 号 議 案 資 料

東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改 正する条例 「東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改 正する条例」について

1 改正趣旨

令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、条例の改正を 行うものである。

2 主な改正内容

- (1) 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置等に関する規定を追加する。
- (2) 管理者の資格要件等の規定を追加する。
- (3)事業所における運営規定の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を追加する。
- (4) 身体的拘束等の制限及び拘束等を行う場合の記録等に関する規定を追加する。
- (5) 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話等を活用したモニタリングを可能とする規定を追加する。
- (6) その他基準省令の内容に沿った規定の追加等を行う。

3 概要説明

各条の改正概要

条文	改正概要
第2章 人員に関する基準	
第5条(従業員の	指定介護予防支援事業者を地域包括支援センター設置
員数)	者と指定居宅介護支援事業者とに明確化したうえで、
	指定居宅介護支援事業者である場合は、介護支援専門
	員の配置を義務付ける規定の追加及び表記の整理
第6条(管理者)	指定居宅介護支援事業者が置く管理者は、やむを得な
	い理由がある場合を除き、主任介護支援専門員とする
	規定及び管理者の他事業所との兼務を可能とする場合
	の規定の追加並びに表記の整理

第3章 運営に関する基準	
第7条(内容及び	担当職員についての定義規定の追加及び表記の整理
手続の説明及び同	
意)	
第13条(利用料	あらかじめ利用者の同意があれば、指定居宅介護支援
等の受領)	事業者が、通常の事業の実施地域以外の地域に訪問す
	る場合に、交通費の支払を利用者から受けることがで
	きる規定の追加
第14条(保険給	表記の整理
付の請求のための	
証明書の交付)	
第15条(指定介	表記の整理
護予防支援の業務	
の委託)	
第24条(掲示)	事業所における運営規定の概要等の重要事項につい
	て、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務
	付ける規定の追加及び表記の整理
第31条(記録の	身体的拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況や
整備)	拘束等を行う理由等の記録及びその保存を義務付ける
	規定の追加並びに表記の整理
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
第33条(指定介	身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限定すること
護予防支援の具体	及び身体的拘束等を行う場合に記録することを義務付
的取扱方針)	ける規定、並びに利用者の心身の状況が安定しており、
	テレビ電話等による意思疎通が可能である場合に、利
	用者の同意のもと、2期間(1期間3か月)に1回はテ
	レビ電話によるモニタリングを可能とする規定の追加
	並びに表記の整理